(文教科学委員会)

私 <u>77.</u> 学校 法 の — 部 を改 正 す る法 律 案 (閣 法 第四二号)(衆議 院 送 付 要旨

本 法 律 案 は 私 立 学 校 \mathcal{O} 自 主 性 を尊 重 L 0 つ、 私 立 学校全: 体 に 対す 、る不信。 感 に 0 なが るような異 例 な事 態

に 所 轄 庁 が 適 切 に 対 応す る た \otimes \mathcal{O} 仕 組 4 を 整 備 L ようとする ŧ \mathcal{O} で あ り、 そ 0) 主 な 内 容 は 次 0) と お ŋ で あ る。

一、忠実義務

学 校 法 人 0) 理 事 は、 法令 及び 寄附 行 為 を遵守 し、 学 校 法 人の ため 忠 実にその職 務を行 わ なけ れ ば なら な

いこととすること。

一、所轄庁による必要な措置の命令等

1 所 轄 庁 は、 学 校 法 人 が 法 令 \mathcal{O} 規 定、 法令 0) 規 定 に基 ーづく 所 轄庁 \mathcal{O} 処分若 しく は 寄 附行 為に 違 反 し、 又

は そ \mathcal{O} 運 営 が 著 L < 適正 を欠くときに当該学校 法 人に 対 L 必 要 な 措 置 をとるべきことを命ずることが で

きることとすること。

2 所轄 庁は、 1 \mathcal{O} 措 置 命令をしようとする場合には、 あら かじめ、 私 立学校審議会等 0 意見を聴 カコ なけ

ればならないこととすること。

3 学校法人が 1 の 措 置命令に従 わ ないときは、 所轄 庁 は、 当該学校法 人に対 し、 役員 \mathcal{O} 解任 を勧告する

ことができることとすること。

4 所 轄 庁 は、 3 に ょ ŋ 役 員 \mathcal{O} 解 任 を勧告 しようとする場合に は、 あ 5 カュ じめ、 当該学校 法 人 \mathcal{O} 理 事 又

解 任 しようとする役員 に 対 L て 弁明 \mathcal{O} 機 会を付与するとともに、 私 <u>\\ \</u> 学校 審 議 会等 \mathcal{O} 意 見 を 聴 か な け

れ

は

ばならないこととすること。

三、報告及び検査

所 轄 庁 は \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 施 行 に 必 要 な 限 度に お 11 て、 学校 法 人に対 し、 そ \mathcal{O} 業 務若し < は 財 産 \mathcal{O} 状 況 に 関

報 告 をさ せ、 又 は そ \mathcal{O} 職 員 に、 学 校 法 人 \mathcal{O} 事 務 所等 に立ち 入り、 その 業務 若 L < は 財 産 \mathcal{O} 状 況 等 を 検 査

させることができることとすること。

L

四、施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。